

Enjin

第18回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社Enjin

証券コード 7370

日時 2024年8月23日(金)

10:00 ~

受付開始
9:30

場所 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング9階
日本橋ホール

議案

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

Purpose

社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する

We produce the excellent person who is helpful for the society as many as possible.

Mission

あらゆる価値を「可視化」する

Visualize every value.

Message

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当社グループは「社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する」ことをパーパスとして、社会全体の幸福度を高めていけるようなサービスを提供していくために事業を営んでいます。PR支援サービスという伝えるチカラを通じて、魅力のある企業・団体等を世の中に増やし、それにより、社会の役に立つ人々が増えていくこと。世の中そのものが良くなること。それが当社グループが実現したいことです。当社グループのお客様が、競合他社よりも一歩先んじるために寄り添い、共に成長し続けていきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年8月8日
(電子提供措置の開始日2024年8月1日)

株 主 各 位

証 券 コ ー ド 7370
東京都中央区銀座五丁目13番16号
株式会社 Enjin
代表取締役 本 田 幸 大
社 長

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第18回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.y-enjin.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスの上、銘柄名（会社名）「Enjin」又は証券コード「7370」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2024年8月22日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年8月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング9階 日本橋ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2023年6月1日から2024年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、次の事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

・事業報告書の「会社の株式に関する事項」「業務の適性を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「剰余金の配当等の決定に関する方針」

- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・会計監査人の監査報告書
- ・監査役会の監査報告書

# 議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 事前に議決権行使をいただく場合

### 書面による議決権行使

#### 行使期限

2024年8月22日（木曜日）  
午後6時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### 「スマート行使」によるご行使

#### 行使期限

2024年8月22日（木曜日）  
午後6時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。  
詳細につきましては次頁をご覧ください。

### パソコン等によるご行使

#### 行使期限

2024年8月22日（木曜日）  
午後6時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、  
議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。  
詳細につきましては次頁をご覧ください。

## 当日ご出席いただく場合

### 株主総会へ出席



#### 株主総会開催日時

2024年8月23日（金曜日）  
午前10時  
（受付開始 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

## 重複して行使された議決権の取り扱いについて

- 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

0120-782-031（平日9:00～17:00）

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

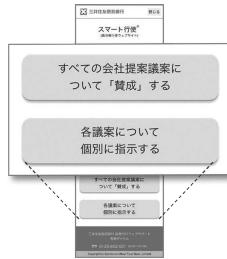
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



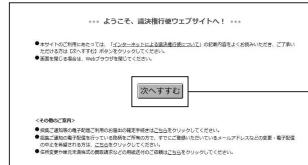
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

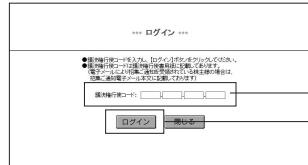
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけております。事業基盤充実のため、業績動向及び財政状況等を総合的に勘案しながら、配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としており、長期的視野に立った安定的な成果配分を継続していくために、財務基盤の強化を前提として、配当と自己株式の取得を含めた総還元性向の目標値を当期純利益に対する30%としております。この方針に基づき、2024年5月期の期末配当金につきましては、1株につき23円80銭とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき13円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき36円80銭となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 23円80銭  
総額 166,503,205円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年8月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業拡大・多様化に対応するために、事業目的を追加するものであります。
- (2) コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、持続的な成長と企業価値の向上を目的として、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとしていたします。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                       | 変 更 案                                     |
|-------------------------------|-------------------------------------------|
| 第1章 総 則                       | 第1章 総 則                                   |
| (目的)                          | (目的)                                      |
| 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。      | 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。                  |
| (1) ~ (7) (条文省略)              | (1) ~ (7) (現行どおり)                         |
| (8) <u>人材紹介業</u>              | (8) <u>有料職業紹介事業</u>                       |
| (新設)                          | (9) <u>労働者派遣事業</u>                        |
| (新設)                          | (10) <u>ベンチャー企業及びスタートアップ企業への投資及び育成</u>    |
| (新設)                          | (11) <u>投資ファンドの設立、運営及び管理</u>              |
| (新設)                          | (12) <u>投資先企業に対する経営指導及びアドバイザーサービス</u> の提供 |
| (9) 不動産賃貸業                    | (13) 不動産賃貸業                               |
| (10) 前記各号に附帯する一切の業務           | (14) 前記各号に附帯する一切の業務                       |
| (機関構成)                        | (機関構成)                                    |
| 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。             |
| (1) 取締役会                      | (1) 取締役会                                  |
| (2) 監査役                       | (2) <u>監査等委員会</u>                         |
| (3) 監査役会                      | (削除)                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(4) 会計監査人</p> <p>第2章 株 式<br/>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 (条文省略)<br/>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>第3章 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(3) 会計監査人</p> <p>第2章 株 式<br/>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 (現行どおり)<br/>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は<u>取締役会</u>の決議によって<u>委任を受けた取締役</u>が定める。</p> <p>第3章 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u><br/>(<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第30条 <u>監査役の員数は、5名以内とする。</u></p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第30条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u><br/>(削除)</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権に加わることのできる監査等委員が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 会計監査人<br/>第40～41条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算<br/>第42～45条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人<br/>第36～37条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算<br/>第38～41条 (現行どおり)</p> <p>(附 則)</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第18回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、第18回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | ほん だ こう だい<br>本 田 幸 大<br>(1979年8月1日生)  | 2004年4月 株式会社矢動丸プロジェクト入社<br>2007年3月 当社設立 代表取締役社長（現任）<br>2011年11月 株式会社アジアハーブアソシエーションジャパン代表取締役<br>2018年2月 特定非営利活動法人Candy Action代表理事（現任）                                                                         | 1,123,980株  |
| 2     | ひら た ゆう じ<br>平 田 佑 司<br>(1978年7月15日生)  | 2001年4月 松山高治税理士事務所入所<br>2002年9月 山田正克会計事務所入所<br>2006年11月 株式会社矢動丸プロジェクト入社<br>2007年3月 当社入社<br>2018年2月 特定非営利活動法人Candy Action 監事（現任）<br>2019年5月 当社取締役社長室長<br>2020年1月 当社取締役経営企画本部長<br>2020年8月 当社取締役コーポレート本部本部長（現任） | 44,700株     |
| 3     | はら ぐち ひろ みつ<br>原 口 博 光<br>(1978年4月2日生) | 2003年4月 経済産業省入省<br>2006年3月 シナジーマーケティング株式会社監査役<br>2011年3月 ダントーホールディングス株式会社代表取締役社長<br>2015年8月 デロイトトーマツアンカーマネージメント株式会社ディレクター<br>2018年10月 三井農林株式会社執行役員<br>2022年8月 東京農業大学客員教授（現任）<br>2023年8月 当社取締役（現任）            | 一株          |

- (注) 1. 本田幸大氏は、当社の親会社等に該当いたします。同氏は、同氏の資産管理会社である株式会社S&Sホールディングスにおいて代表取締役の地位にあります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回契約更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 上記取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2024年7月11日現在のものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | たじか はる お<br>多 鹿 晴 雄<br>(1981年3月30日生)    | 2003年4月 株式会社パイオン入社<br>2005年3月 ソフトバンクBB株式会社（現：ソフトバンク株式会社）入社<br>2006年6月 株式会社矢動丸プロジェクト入社<br>2007年3月 当社入社<br>2010年7月 当社代表取締役<br>2018年2月 特定非営利活動法人Candy Action 理事（現任）<br>2020年1月 当社常勤監査役（現任） | 7,800株      |
| 2     | く どう りゅうのしん<br>工 藤 竜之進<br>(1983年1月29日生) | 2007年11月 最高裁判所司法研修所入所<br>2008年12月 弁護士登録<br>2009年1月 TMI総合法律事務所入所<br>2017年1月 同所パートナー（現任）<br>2019年7月 当社監査役（現任）                                                                             | 一株          |
| 3     | よし だ よし ひろ<br>吉 田 桂 公<br>(1979年6月15日生)  | 2004年10月 弁護士登録<br>のぞみ総合法律事務所入所<br>2006年4月 日本銀行へ出向<br>2007年4月 金融庁へ出向<br>2009年4月 のぞみ総合法律事務所復帰<br>2013年1月 同所パートナー（現任）<br>2023年8月 当社監査役（現任）                                                 | 一株          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 工藤竜之進氏及び吉田桂公氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、独立役員となる予定であります。  
3. 工藤竜之進氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的知識と豊富

富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、その知見に基づいた意見が期待できるものと判断したためであります。選任後はコンプライアンス等に関して、弁護士としての専門的な見地から監査等委員である社外取締役としての立場で取締役会において発言いただくことを期待しております。

4. 吉田桂公氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、吉田氏は金融業界に長年勤務し、金融・財務の分野における高い専門的知識及び弁護士として豊富な経験と深い見識を有しております。これまでの豊富な経験と高い見識から、監査等委員である社外取締役に適切な人材と判断したためであります。選任後は、当社の監督機能の客観性及び中立性を確保していただくことを期待しております。
5. 工藤竜之進氏及び吉田桂公氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、それぞれ5年及び1年となります。
6. 当社は、吉田桂公氏と工藤竜之進氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、各氏の選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回契約更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 上記各候補者の所有する当社の株式の数は、2024年7月11日現在のものです。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2021年2月24日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認いただき、現在に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役は年額100百万円以内）とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、報酬水準、対象となる取締役の員数及び経済情勢等諸般の事情を総合的に勘案したうえで、「取締役の個人別の報酬等の決定方針」を踏まえて協議し、取締役会を経て、報酬諮問会議にて相当のものであると判断しております。なお、当該報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役の員数は3名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、新たに監査等委員である取締役に対する報酬額を定めることとし、年額100百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案したものであり、監査役会における決議を経たうえで、取締役会において決議を行っており、相当であると判断しております。第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決され効力を生じますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴う役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬額とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものいたします。

また、本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込みを要しないものいたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年35,000株以内（ただ

し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権を支給する場合の当該金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

##### （2）退任時の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除す

る。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

# 事業報告

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の拡大や雇用環境の改善など社会経済活動の正常化が進み、緩やかな回復傾向がみられました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の悪化、急激な為替相場の変動や物価高騰などにより、依然として先行きが不透明な状況が続いております。このように経済環境や社会情勢が変化する中で企業、医療機関における経営課題は益々複雑化しております。

このような環境下において、当社グループは「社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する」ことをパーパス（存在意義）として位置づけ、このパーパスを体現し、持続的成長を実現するために「あらゆる価値を可視化する」ことをミッションとして、企業価値向上に取り組んでおります。

業種、企業規模に関わらず、あらゆる企業や団体等にPRサービスを提供し、魅力ある情報を世の中に伝え、社会全体の幸福度を高めていくことを目指してサービス展開をしており、前連結会計年度にはアズ・ワールドコムジャパン株式会社を子会社化し、新たに戦略PRをサービスに加えることでより幅広いサービスの提供が可能な体制を構築してまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は3,267,043千円となりました。利益面においては、営業利益1,045,419千円、経常利益1,078,370千円、親会社株主に帰属する当期純利益749,011千円となりました。

セグメントごとの状況は次のとおりであります。

ダイレクトブランディングサービスにおきましては、オウンドメディアの新規顧客開拓に注力を行い、新規売上に占めるオウンドメディアの割合を前年より9.5%拡大し、外的要因に影響されない基盤づくりを行いました。また、既存顧客の継続率向上に努め、前年より2.3%向上しております。

この結果、売上高は2,683,750千円、セグメント利益は978,022千円となりました。

PRプラットフォームサービスにおきましては、プラットフォームサイトの機能開発強化やユーザビリティ向上に努め、さらなる顧客利便性の追求及び付加サービスの拡充等により

顧客数の拡大に取り組みました。

この結果、売上高は380,502千円、セグメント利益は70,238千円となりました。

ストラテジックPRサービスにおきましては売上高242,492千円、セグメント利益は14,360千円となりました。

なお、当社グループは、前連結会計年度が連結初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を前連結会計年度末日としていることから、対前年増減比較は記載しておりません。

また、当社グループの報告セグメントは、従来「PR事業」のみの単一セグメントでありましたが、前連結会計年度末より、アズ・ワールドコムジャパン株式会社の全株式を取得し、新たに連結の範囲に含めたことに伴い、単一セグメントから「ダイレクトブランディングサービス」、「PRプラットフォームサービス」、「ストラテジックPRサービス」の3区分に変更しました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は84,350千円であり、主な内容は、オフィス内装工事、PC・オフィス備品購入、プラットフォームサービスシステム開発等であります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

なお、当社グループはPRプラットフォームサービス事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

##### ①人材の確保及び育成強化

当社グループでは、今後の成長戦略を着実に遂行していくためには、人材の確保と育成強化が必須であると認識しております。即戦力となる中途採用を強化するとともに、将来の経営幹部となる人材の確保のために積極的に新卒採用を進めていく方針であります。

##### ②組織・管理体制の強化

経営環境の変化に対し、柔軟かつ迅速な意思決定を機動的に対応できる組織作りを目指し、経営効率化の観点から、管理部門の生産性向上に努めてまいります。

また、管理部門の人材確保と育成強化を充実させ、今後は株主を始めとするステークホルダーに対して、適時、的確な情報を開示するとともに、財務報告の適正性や経営を継続していく上でのコンプライアンス体制を強化し、企業としての社会的責任に伝えてまいります。

##### ③新しい広報・PR手法の開発

PR業界においては、多様化するメディア環境を背景に、企業・団体において広報・PR活動の重要性に対する認識が一層高まっており、潜在市場における新しいニーズに対応するために新しい広報・PR手法の開発が課題となっております。そのためには、顧客ニーズを的確に捉え、その要望を入念に吟味しながら、顧客価値の向上を目指した継続的なサービス機能の拡充に努めてまいります。

##### ④サービスの認知度向上

今後も高い成長率を持続していくためには、当社グループのサービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。そのため、今後は積極的な広告推進等を通じてサービスの認知度向上を図るとともに、新規顧客の獲得に向けて、マーケティングの強化や紹介パートナーの拡大等、営業機能の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 2020年度<br>第15期 | 2021年度<br>第16期 | 2022年度<br>第17期 | 2023年度<br>第18期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | —              | —              | —              | 3,267,043                   |
| 経 常 利 益 (千円)             | —              | —              | —              | 1,078,370                   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (千円) | —              | —              | —              | 749,011                     |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | —              | —              | —              | 105.08                      |
| 総 資 産 (千円)               | —              | —              | 5,493,864      | 5,054,743                   |
| 純 資 産 (千円)               | —              | —              | 4,163,923      | 4,357,296                   |
| 1株当たり純資産額 (円)            | —              | —              | 572.95         | 621.71                      |

(注) 第17期が連結計算書類の作成初年度であるため、第16期以前の状況は記載していません。また、連結子会社のみなし取得日を第17期末日としていることから、第17期においては貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成していません。

### ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 2020年度<br>第15期 | 2021年度<br>第16期 | 2022年度<br>第17期 | 2023年度<br>第18期<br>(当事業年度) |
|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 2,163,883      | 3,065,500      | 3,481,014      | 3,064,252                 |
| 経 常 利 益 (千円)   | 604,168        | 1,236,833      | 1,313,995      | 1,076,157                 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 423,284        | 828,645        | 879,400        | 755,796                   |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 70.55          | 112.72         | 119.45         | 106.03                    |
| 総 資 産 (千円)     | 1,996,854      | 4,875,770      | 5,070,064      | 5,038,241                 |
| 純 資 産 (千円)     | 1,233,645      | 3,816,785      | 4,166,004      | 4,366,163                 |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 205.61         | 515.53         | 573.24         | 622.97                    |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。
2. 2021年3月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しておりますが、第16期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名                   | 資本金      | 当社の<br>議決権比率 | 主な事業内容   |
|-----------------------|----------|--------------|----------|
| アズ・ワールドコム<br>ジャパン株式会社 | 10 百 万 円 | 100 %        | 対 外 的 PR |

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主にPR事業を行っております。

(8) 主要な事業所

①当社

| 名 称 | 所 在 地       |
|-----|-------------|
| 本 社 | 東 京 都 中 央 区 |

②子会社

| 名 称               | 所 在 地       |
|-------------------|-------------|
| アズ・ワールドコムジャパン株式会社 | 東 京 都 中 央 区 |

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 168名 | 36名減        |

②当社の従業員数

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 |
|------|-----------|
| 159名 | 33名減      |

(注) 上記従業員には、臨時従業員（アルバイト・派遣社員）を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,268,200株
- (3) 株主数 5,542名
- (4) 大株主

| 株 主 名                 | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-----------------------|-------------|---------|
| 株式会社 S & S ホールディングス   | 3,000,000 株 | 42.88 % |
| 本田 幸大                 | 1,123,980 株 | 16.06 % |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 61,000 株    | 0.87 %  |
| J P モルガン証券株式会社        | 50,650 株    | 0.72 %  |
| 平田 佑司                 | 44,700 株    | 0.63 %  |
| GMOクリック証券株式会社         | 42,600 株    | 0.60 %  |
| 小川 浩平                 | 42,300 株    | 0.60 %  |
| 鉢嶺 登                  | 34,900 株    | 0.49 %  |
| 大塚 厚志                 | 34,000 株    | 0.48 %  |
| 東京短資株式会社              | 31,200 株    | 0.44 %  |

(注) 当社は、自己株式 (272,267株) を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて記載しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、2023年11月15日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類 普通株式  
取得した株式の数 254,200株  
取得価額の総額 276,672,200円  
取得期間 2023年11月16日から2023年12月29日まで (約定ベース)  
取得方法 東京証券取引所における市場買付

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                             |
|---------|---------|------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 本 田 幸 大 | 特定非営利活動法人Candy Action代表理事                |
| 取締役     | 平 田 佑 司 | 当社コーポレート本部本部長<br>特定非営利活動法人Candy Action監事 |
| 取締役     | 原 口 博 光 | 東京農業大学客員教授                               |
| 常勤監査役   | 多 鹿 晴 雄 | 特定非営利活動法人Candy Action理事                  |
| 監査役     | 工 藤 竜之進 | TMI総合法律事務所 パートナー                         |
| 監査役     | 吉 田 桂 公 | のぞみ総合法律事務所 パートナー                         |

- (注) 1. 取締役原口博光氏は、社外取締役であります。
2. 監査役工藤竜之進氏及び監査役吉田桂公氏は、社外監査役であります。
3. 取締役原口博光氏及び監査役吉田桂公氏は、2023年8月25日開催の第17回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
4. 2023年8月25日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、取締役高垣勲氏は任期満了により退任しました。監査役軒澤篤志氏は、同定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
5. 取締役原口博光氏、監査役工藤竜之進氏及び監査役吉田桂公氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として、同取引所に届け出ております。
6. 監査役工藤竜之進氏は弁護士であり、企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役吉田桂公氏は金融業界に長年勤務し、金融・財務の分野における高い専門的知識及び弁護士として豊富な経験と深い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び幹部社員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、取締役及び監査役の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、当該保険契約上で定められた一定の免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年8月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的視点で健全な成長を目指して経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された取締役年間報酬総額の範囲内において、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。このため、業務執行取締役及び社外取締役の報酬は、業績連動報酬や非金銭報酬を採用せず固定報酬としての基本報酬のみとする。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
 当社の取締役の個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長がその具体的内容について事前に取締役会へ個別の報酬等の額を提案し、取締役会の委任を受けた上で、個人別の報酬等の額案を報酬諮問会議に付議し、報酬諮問会議決議により決定するものとする。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項  
 報酬等の決定手続の透明性、客観性を高めるため、取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会からその決定を委任された報酬諮問会議において決定する。報酬諮問会議の構成は、代表取締役社長本田幸大（議長）、常勤監査役多鹿晴雄、社外監査役工藤竜之進及び社外監査役吉田桂公とし、権限が適切に行使されるよう、その過半数を社外役員で構成するものとする。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |        |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|---------------------|---------------------|--------|--------|-----------------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 39,190<br>( 6,340)  | 39,190<br>( 6,340)  | —      | —      | 4<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 14,400<br>( 7,200)  | 14,400<br>( 7,200)  | —      | —      | 4<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 53,590<br>( 13,540) | 53,590<br>( 13,540) | —      | —      | 8<br>(5)              |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年2月24日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額100百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2020年5月27日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
3. 上記には、2023年8月25日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主な活動状況                                                              |
|-------|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 原 口 博 光 | 取締役会10回中10回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 工 藤 竜之進 | 取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に出席し、弁護士としての専門的知見から当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 吉 田 桂 公 | 取締役会10回中10回、監査役会10回中10回に出席し、弁護士としての専門的知見から当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。 |

(注) 社外取締役原口博光氏及び社外監査役吉田桂公氏につきましては、2023年8月25日就任後の状況を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwC京都監査法人は、2023年12月1日付けでPwCあらた有限責任監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支払額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                | 27,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置及び監査内容等、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ子会社は、役員（取締役、監査役等）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社及びグループ子会社は「コンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款の内容とともに全社に周知・徹底する。
2. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
3. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
4. 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く又はそのおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる体制を構築する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社及びグループ子会社は「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存及び管理を行う。
2. 取締役及び監査役は、これらの情報を、常時閲覧できるものとする。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社及びグループ子会社は「リスク管理規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部署との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直しを行う。
2. 緊急事態発生時には、代表取締役を責任者として対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ的確に対処する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社は「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  2. 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ⑤当社及びその子会社から成る企業集団における兼務の適正を確保するための体制
1. 当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社及び関連会社を含めた事業運営に関する重要な事項の決定に関して当社への事前承認又は事前報告を徹底し、当社による統括的な管理体制を構築する。
  2. 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社に対する内部監査を定期的実施する。
  3. 子会社及び関連会社の各社ごとの規模を踏まえ、内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制など、必要な指導及び支援を実施する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議の上これを任命し、補助業務に当たらせる。
  2. 補助使用人は、監査役を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査役の指揮・命令にのみ服する。
  3. 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。

2. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。
  3. 取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査役に報告する体制を整備するものとする。
- ⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨当社及びグループ子会社の役職員に周知・徹底する。
- ⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。
  2. 監査役は、代表取締役及び取締役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
  3. 監査役は、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができる。内容説明を求めることができる。
  4. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。
  5. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑫財務報告の信頼性を確保するための体制
1. 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築する。
  2. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。

3. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
4. 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社の財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかにその対策を講ずる。

#### ⑫反社会的勢力の排除に向けた体制

1. 当社及びグループ子会社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を定め、当社及びグループ子会社の役員、従業員に周知徹底する。
2. 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

#### ①重要な会議の開催状況

当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、常勤取締役、常勤監査役、部門長等からなる経営会議を原則月1回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

#### ②コンプライアンス・リスク管理に関する取り組み

コンプライアンス意識の徹底を図るため、全社員を対象として、定期的にインサイダー取引及びハラスメント等の内容を含むコンプライアンスにかかる研修を実施しました。リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設け、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

#### ③監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において13回開催された取締役会への出席のほか、重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針  
現在導入の予定はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけております。事業基盤充実のため、業績動向及び財政状況等を総合的に勘案しながら、中間配当及び期末配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

長期的視野に立った安定的な成果配分を継続していくために、財務基盤の強化を前提として、株主還元における基本方針を配当と自己株式の取得を含めた総還元性向といたします。総還元性向の目標値を当期純利益に対する30%とし、残りの70%は成長投資に振り分けま  
す。(ただし、大規模な資金需要が発生した場合にはこの限りではありません。)

配当と自己株式の取得の比率につきましては、市場環境等に基づき都度決定いたします。

この方針は、資本市場の動向や今後の事業環境を勘案し、当社の将来の成長投資機会を考慮した上で、株主の皆様への還元を積極的に行おうとするものであります。

なお、配当の回数は、期末配当として年1回又は中間配当を含めた年2回を基本方針として  
おります。これらの剰余金配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当に  
ついては取締役会としております。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、  
11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,989,370</b> | <b>流動負債</b>     | <b>662,835</b>   |
| 現金及び預金          | 3,538,211        | 買掛金             | 37,833           |
| 売掛金             | 78,798           | 未払金             | 23,107           |
| 棚卸資産            | 6,857            | 未払費用            | 71,504           |
| 未収入金            | 283,140          | 未払法人税等          | 113,197          |
| 前払費用            | 90,598           | 前受金             | 355,076          |
| その他の            | 19,822           | 賞与引当金           | 53,917           |
| 貸倒引当金           | △28,059          | その他             | 8,197            |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,065,373</b> |                 |                  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>190,954</b>   | <b>固定負債</b>     | <b>34,612</b>    |
| 建物              | 146,008          | 繰延税金負債          | 13,647           |
| 車両運搬具           | 15,899           | その他             | 20,964           |
| 工具、器具及び備品       | 25,359           |                 |                  |
| 土地              | 3,686            | <b>負債合計</b>     | <b>697,447</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>138,087</b>   |                 |                  |
| ソフトウェア          | 35,097           | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 顧客関連資産          | 41,142           | <b>株主資本</b>     | <b>4,349,411</b> |
| のれん             | 59,745           | 資本金             | 904,650          |
| その他             | 2,101            | 資本剰余金           | 874,650          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>736,332</b>   | 利益剰余金           | 2,867,609        |
| 投資有価証券          | 383,632          | 自己株式            | △297,498         |
| 長期貸付金           | 144,700          | <b>新株予約権</b>    | <b>7,884</b>     |
| 繰延税金資産          | 58,386           | <b>純資産合計</b>    | <b>4,357,296</b> |
| 破産更生債権等         | 23,003           | <b>負債・純資産合計</b> | <b>5,054,743</b> |
| その他             | 149,613          |                 |                  |
| 貸倒引当金           | △23,003          |                 |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,054,743</b> |                 |                  |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 3,267,043 |
| 売上原価            | 613,566   |
| 売上総利益           | 2,653,477 |
| 販売費及び一般管理費      | 1,608,057 |
| 営業利益            | 1,045,419 |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息及び配当金       | 1,023     |
| 貸倒引当金戻入額        | 2,173     |
| 保険解約返戻金         | 7,693     |
| 匿名組合投資利益        | 25,637    |
| 固定資産売却益         | 2,470     |
| その他の            | 3,615     |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 326       |
| 為替差損            | 1,040     |
| 投資事業組合運用損       | 2,774     |
| 自己株式取得費用        | 1,976     |
| 固定資産除却損         | 1,916     |
| その他の            | 1,627     |
| 経常利益            | 1,078,370 |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,078,370 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 328,482   |
| 法人税等調整額         | 876       |
| 当期純利益           | 749,011   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 749,011   |

# 連結株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

|                     | 株 主 資 本 |         |           |          |           |
|---------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高           | 904,012 | 874,012 | 2,378,231 | △218     | 4,156,038 |
| 当 期 変 動 額           |         |         |           |          |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使) | 637     | 637     | -         | -        | 1,274     |
| 剰余金の配当              | -       | -       | △259,632  | -        | △259,632  |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純利益 | -       | -       | 749,011   | -        | 749,011   |
| 自己株式の取得             | -       | -       | -         | △297,279 | △297,279  |
| 当期変動額合計             | 637     | 637     | 489,378   | △297,279 | 193,373   |
| 当 期 末 残 高           | 904,650 | 874,650 | 2,867,609 | △297,498 | 4,349,411 |

(単位：千円)

|                     | 新株予約権 | 純資産合計     |
|---------------------|-------|-----------|
| 当 期 首 残 高           | 7,884 | 4,163,923 |
| 当 期 変 動 額           |       |           |
| 新株の発行 (新株予約権の行使)    | -     | 1,274     |
| 剰余金の配当              | -     | △259,632  |
| 親会社株主に<br>帰属する当期純利益 | -     | 749,011   |
| 自己株式の取得             | -     | △297,279  |
| 当期変動額合計             | -     | 193,373   |
| 当 期 末 残 高           | 7,884 | 4,357,296 |

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 アズ・ワールドコムジャパン株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は5月31日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕 掛 品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|   |   |       |   |   |      |   |   |   |       |
|---|---|-------|---|---|------|---|---|---|-------|
| 建 | 物 | 6～27年 |   |   |      |   |   |   |       |
| 車 | 両 | 運     | 搬 | 具 | 2～6年 |   |   |   |       |
| 工 | 具 | 、     | 器 | 具 | 及    | び | 備 | 品 | 2～15年 |

### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

ソ フ ト ウ エ ア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

顧 客 関 連 資 産 その効果の及ぶ期間（7年）に基づく定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞 与 引 当 金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

## (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ストラテジックPRサービス

メディアリレーション活動やパブリシティ活動等のコンサルティングやイベントPR、キャンペーンPR、リスクマネジメント管理、海外PRなど、コミュニケーション活動において包括的なサービスの提供を行っております。

収益の認識については、リテナー契約のような一定期間で履行義務が充足される場合は、契約期間にわたり均等に、契約に定められた金額に基づき収益を認識することとしております。一時点で履行義務が充足される場合は、役務の提供完了時点で履行義務を充足したとして収益を認識しております。

#### ダイレクトブランディングサービス

オウンドメディアや複数のメディア媒体の中から顧客のニーズに合わせてメディア露出のサポートを行っております。

収益の認識については、契約内容において一定期間で履行義務が充足される場合は、契約期間にわたり均等に契約に定められた金額に基づき収益を認識することとしております。一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

#### PRプラットフォームサービス

メディアと企業のマッチングをプラットフォーム上で行うことができるサービスを提供しております。

収益の認識については、一定期間で履行義務が充足される場合は、契約に定められた月額提供金額に基づき収益を認識することとしております。顧客に対するソリューションサービスのうち、一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

なお、当社グループの取引に関する支払条件は通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### ① のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（10年以内）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

## 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
繰延税金資産 58,386千円

2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき過年度の納税状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案し、回収が見込まれる繰延税金資産を見積っております。前述の判断を行うにあたって、「当連結会計年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。当該仮定を設定するにあたっては、市場環境の変化の有無等を考慮しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該仮定に変化が生じた場合には、前述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、親会社株主に帰属する当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。

(のれん及び顧客関連資産の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
のれん 59,745千円  
顧客関連資産 41,142千円

アズ・ワールドコムジャパン株式会社の取得により生じたのれん及び顧客関連資産を連結計算書類に計上しております。また、当該のれんの償却期間を10年、顧客関連資産の償

却期間を7年と見積っております。

## 2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

のれんは、株式の取得原価と企業結合日における識別可能な資産及び負債に対して配分した額との差額から算出しております。顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すと期待される超過収益の現在価値として算出しております。のれんの償却期間及び現在価値は、算定の基礎とした事業計画に基づく投資の合理的な回収期間等を参考にして効果の発現する期間を合理的に見積っております。

### (2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

算定の基礎とした事業計画において、アズ・ワールドコムジャパン株式会社の売上高成長率、顧客減少率、割引率の主要な仮定を用いております。

当社は、のれん及び顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間にわたって定額法により定期的に償却しております。また、減損の兆候判定においては、主に取得日時点の当初事業計画と実績との比較に基づき、超過収益力等の毀損の有無を検討しており、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

のれん及び顧客関連資産については、当事業年度において、実質価額の著しい下落がないことから減損処理を行っておりません。

### (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける可能性があり、事業計画策定に用いた仮定の見直しが必要となった場合、のれん及び顧客関連資産の評価に影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 棚卸資産の内訳

|     |         |
|-----|---------|
| 仕掛品 | 6,653千円 |
| 貯蔵品 | 203千円   |

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

154,012千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度<br>期首株式数 (株) | 当連結会計年度<br>増加株式数 (株) | 当連結会計年度<br>減少株式数 (株) | 当連結会計年度末<br>株式数 (株) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 7,253,800            | 14,400               | —                    | 7,268,200           |
| 合計    | 7,253,800            | 14,400               | —                    | 7,268,200           |
| 自己株式  |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 67                   | 272,200              | —                    | 272,267             |
| 合計    | 67                   | 272,200              | —                    | 272,267             |

(注) 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加14,400株は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加272,200株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|------------------|-------------|------------|
| 2023年8月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 165,385        | 22.80            | 2023年5月31日  | 2023年8月28日 |
| 2024年1月11日<br>取締役会   | 普通株式  | 94,247         | 13.00            | 2023年11月30日 | 2024年1月30日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当原資  | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 2024年8月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 166,503        | 23.80            | 2024年5月31日 | 2024年8月26日 |

3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び総数
- |      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 40,800株 |
|------|---------|

#### 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して行っております。また、資金調達については主に自己資本による方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。破産更生債権等は、金銭債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

長期貸付金は役員等に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。破産更生債権等は、取引先ごとの回収可能性を定期的に把握する体制としております。長期貸付金は担保を設定し、保有状況や残高を定期的にモニタリングしております。

###### ②資金調達の流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|           | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|-----------|------------|---------|----|
| 破産更生債権等   | 23,003     | 23,003  | —  |
| 貸倒引当金 (*) | △23,003    | △23,003 | —  |
|           | —          | —       | —  |
| 資産計       | —          | —       | —  |

(\*) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- (2) 「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「前受金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- (3) 「長期貸付金」については、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、記載を省略しております。
- (4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取り扱いを適用し、時価開示の対象とはしておりません。当該出資の連結貸借対照表「投資有価証券」に383,632千円で計上しております。

(5) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 3,538,211 | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 78,798    | —           | —            | —    |
| 未収入金   | 283,140   | —           | —            | —    |
| 合計     | 3,900,150 | —           | —            | —    |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価……………観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価……………観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価……………観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |      |         |         |
|---------|------|------|---------|---------|
|         | レベル1 | レベル2 | レベル3    | 合計      |
| 破産更生債権等 | —    | —    | 23,003  | 23,003  |
| 貸倒引当金   | —    | —    | △23,003 | △23,003 |
|         | —    | —    | —       | —       |
| 資産計     | —    | —    | —       | —       |

## 資産

## 破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額を用いた割引現在価値法により時価を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル3の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                  | 当事業年度     |
|------------------|-----------|
| ダイレクトブランディングサービス | 2,683,750 |
| PRプラットフォームサービス   | 380,502   |
| ストラテジックPRサービス    | 202,791   |
| 顧客との契約から生じる収益    | 3,267,043 |
| その他の収益           | —         |
| 外部顧客への売上高        | 3,267,043 |

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4.会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 期首残高    | 期末残高    |
|-----------------------|---------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権<br>(*1) | 105,990 | 78,798  |
| 契約負債 (*2)             | 369,426 | 374,208 |

(\*1) 連結貸借対照表上「売掛金」に計上しております。

(\*2) 連結貸借対照表上「前受金」及び「固定負債のその他」に計上しております。契約負債は主に、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものの対価について、顧客から受領した前受金で、契約期間又はサービス提供期間の履行義務の充足に従い収益へ振り替えられます。また、一時点で収益を認識する取引においても、顧客による検収又はサービス提供の完了前に既に受領した対価の一部を前受金及び長期前受金として計上しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は348,658千円であります。また、当連結会計年度における契約負債の重要な変動はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引金額

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用した記載を省略しております。

## 企業結合等に関する注記

### 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

2023年3月24日（みなし取得日2023年5月31日）に行われたアズ・ワールドコムジャパン株式会社との企業結合について、前連結会計年度末において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この結果、前連結会計年度末において暫定的に算定されたのれんの金額97,915千円は、会計処理の確定により31,531千円減少し、66,384千円となっております。のれんの減少は、無形固定資産が48,000千円、繰延税金負債が16,468千円それぞれ増加したことによるものです。

また、のれんの償却期間は10年、のれん以外の無形固定資産に計上した顧客関連資産の償却期間は7年であります。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             |      |     |
|-------------|------|-----|
| 1 株当たり純資産額  | 621円 | 71銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 105円 | 08銭 |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,863,431</b> | <b>流動負債</b>     | <b>651,113</b>   |
| 現金及び預金          | 3,403,895        | 買掛金             | 37,424           |
| 売掛金             | 73,248           | 未払金             | 19,488           |
| 棚卸資産            | 24,046           | 未払費用            | 70,933           |
| 未収入金            | 283,334          | 未払法人税等          | 108,911          |
| 前払費用            | 87,190           | 前受金             | 354,691          |
| その他の            | 19,774           | 賞与引当金           | 53,703           |
| 貸倒引当金           | △28,059          | その他             | 5,961            |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,174,810</b> | <b>固定負債</b>     | <b>20,964</b>    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>190,954</b>   | 長期未払金           | 1,832            |
| 建物              | 146,008          | 長期前受金           | 19,132           |
| 車両運搬具           | 15,899           | <b>負債合計</b>     | <b>672,078</b>   |
| 工具、器具及び備品       | 25,359           | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 土地              | 3,686            | <b>株主資本</b>     | <b>4,358,278</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>34,741</b>    | 資本金             | 904,650          |
| ソフトウェア          | 32,640           | 資本剰余金           | 874,650          |
| ソフトウェア仮勘定       | 2,101            | 資本準備金           | 874,650          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>949,113</b>   | 利益剰余金           | 2,876,476        |
| 投資有価証券          | 383,632          | 利益準備金           | 61,077           |
| 子会社株式           | 223,000          | その他利益剰余金        | 2,815,399        |
| 長期貸付金           | 144,700          | 繰越利益剰余金         | 2,815,399        |
| 繰延税金資産          | 57,467           | <b>自己株式</b>     | <b>△297,498</b>  |
| 破産更生債権等         | 23,003           | <b>新株予約権</b>    | <b>7,884</b>     |
| その他             | 140,313          |                 |                  |
| 貸倒引当金           | △23,003          |                 |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,038,241</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>4,366,163</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>5,038,241</b> |

# 損益計算書

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 3,064,252 |
| 売上原価         | 519,028   |
| 売上総利益        | 2,545,223 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,496,963 |
| 営業利益         | 1,048,259 |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 1,006     |
| 貸倒引当金戻入額     | 2,173     |
| 匿名組合投資利益     | 25,637    |
| 固定資産売却益      | 2,470     |
| その他の         | 3,911     |
| 営業外費用        |           |
| 為替差損         | 1,043     |
| 投資事業組合運用損    | 2,774     |
| 自己株式取得費用     | 1,976     |
| その他の         | 1,505     |
| 経常利益         | 1,076,157 |
| 税引前当期純利益     | 1,076,157 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 317,692   |
| 法人税等調整額      | 2,667     |
| 当期純利益        | 755,796   |

# 株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |           |                 |           |                             |                 |          |            | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|-----------|-----------------------------|-----------------|----------|------------|-----------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金     |                             |                 | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |           |           |
|                         |         | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益準<br>備金 | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |          |            |           |           |
| 当期首残高                   | 904,012 | 874,012   | 874,012         | 35,114    | 2,345,198                   | 2,380,312       | △218     | 4,158,119  | 7,884     | 4,166,004 |
| 当期変動額                   |         |           |                 |           |                             |                 |          |            |           |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権<br>の行使) | 637     | 637       | 637             | —         | —                           | —               | —        | 1,274      | —         | 1,274     |
| 剰余金の配<br>当              | —       | —         | —               | 25,963    | △285,595                    | △259,632        | —        | △259,632   | —         | △259,632  |
| 当期純利益                   | —       | —         | —               | —         | 755,796                     | 755,796         | —        | 755,796    | —         | 755,796   |
| 自己株式の<br>取得             | —       | —         | —               | —         | —                           | —               | △297,279 | △297,279   | —         | △297,279  |
| 当期変動額合<br>計             | 637     | 637       | 637             | 25,963    | 470,200                     | 496,164         | △297,279 | 200,159    | —         | 200,159   |
| 当期末残高                   | 904,650 | 874,650   | 874,650         | 61,077    | 2,815,399                   | 2,876,476       | △297,498 | 4,358,278  | 7,884     | 4,366,163 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                 |                                          |
|-----------------|------------------------------------------|
| ① 子会社株式         | 移動平均法による原価法                              |
| ② その他有価証券       |                                          |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等      | 移動平均法による原価法                              |

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- |     |                                           |
|-----|-------------------------------------------|
| 仕掛品 | 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) |
|-----|-------------------------------------------|

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- |           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 6～27年 |
| 車両運搬具     | 2～6年  |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

- |        |                                                    |
|--------|----------------------------------------------------|
| ソフトウェア | 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 |
|--------|----------------------------------------------------|

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ダイレクトブランディングサービス

オウンドメディアや複数のメディア媒体の中から顧客のニーズに合わせてメディア露出のサポートを行っております。

収益の認識については、契約内容において一定期間で履行義務が充足される場合は、契約期間にわたり均等に契約に定められた金額に基づき収益を認識することとしております。一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

#### PRプラットフォームサービス

メディアと企業のマッチングをプラットフォーム上で行うことができるサービスを提供しております。

収益の認識については、一定期間で履行義務が充足される場合は、契約に定められた月額提供金額に基づき収益を認識することとしております。顧客に対するソリューションサービスのうち、一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

## 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 57,467千円 |
|--------|----------|

### 2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

#### (2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき過年度の納税状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案し、回収が見込まれる繰延税金資産を見積っております。前述の判断を行うにあたって、「当事業年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。当該仮定を設定するにあたっては、市場環境の変化の有無等を考慮しております。

#### (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該仮定に変化が生じた場合には、前述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。

(子会社株式の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

子会社株式 223,000千円

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

子会社株式は、取得原価をもって貸借対照表に計上しています。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、市場価格のない子会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落したときには、回復する見込みがあると認められる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理します。

実質価額は、発行会社の直近の財務諸表を基礎に、資産等の時価評価差額や発行会社の超過収益力等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。実質価額の測定に際しては、経営者の判断及び見積りが財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

子会社株式については、当事業年度において、実質価額の著しい下落がないことから減損処理を行っておりません。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該仮定は経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要になった場合には、実質価額が減少し、その結果、当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1. 棚卸資産の内訳        |           |
| 仕掛品               | 23,853千円  |
| 貯蔵品               | 192千円     |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 154,012千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権債務 |           |
| 短期金銭債権            | 194千円     |
| 短期金銭債務            | 1,729千円   |
| 4. 役員等に対する金銭債権債務  |           |
| 金銭債権              | 46,919千円  |

## 損益計算書に関する注記

|            |          |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高  |          |
| 売上原価       | 20,000千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,788千円  |
| 営業取引以外の取引高 | 330千円    |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末の<br>株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 67株             | 272,200株       | —              | 272,267株       |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の取得による増加 272,200株

## 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| 未払事業税     | 8,548千円  |
| 貸倒引当金     | 15,635千円 |
| 賞与引当金     | 16,443千円 |
| 投資有価証券評価損 | 2,368千円  |
| 資産除去債務    | 5,711千円  |
| その他       | 8,760千円  |
| 繰延税金資産小計  | 57,467千円 |
| 評価性引当額    | 一千円      |
| 繰延税金資産合計  | 57,467千円 |

## 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容          | 取引金額              | 科目            | 期末残高              |
|----|------------|----------------|-----------|----------------|-------------------|---------------|-------------------|
| 役員 | 平田 佑司      | 被所有<br>直接0.63% | 当社取締役     | 資金の貸付<br>利息の受取 | 46,600千円<br>319千円 | 長期貸付金<br>未収入金 | 46,600千円<br>319千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

金銭の貸借に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 収益認識に関する注記

連結計算書類の「連結注記表 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

### 1 株当たり情報に関する注記

|             |      |     |
|-------------|------|-----|
| 1 株当たり純資産額  | 622円 | 97銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 106円 | 03銭 |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年7月25日

株式会社 E n j i n  
取締役会 御中

P w C Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 亮 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 村 仁

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 E n j i n の2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E n j i n 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年7月25日

株式会社 Enjin  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩崎 亮一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田村 仁

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 Enjin の2023年6月1日から2024年5月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、それぞれの監査結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役が実施した監査の結果及び所見について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、上記に定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門 その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、以上の監査活動を通じてその構築及び運用の状況について確認するとともに、取締役及び使用人等から報告及び説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

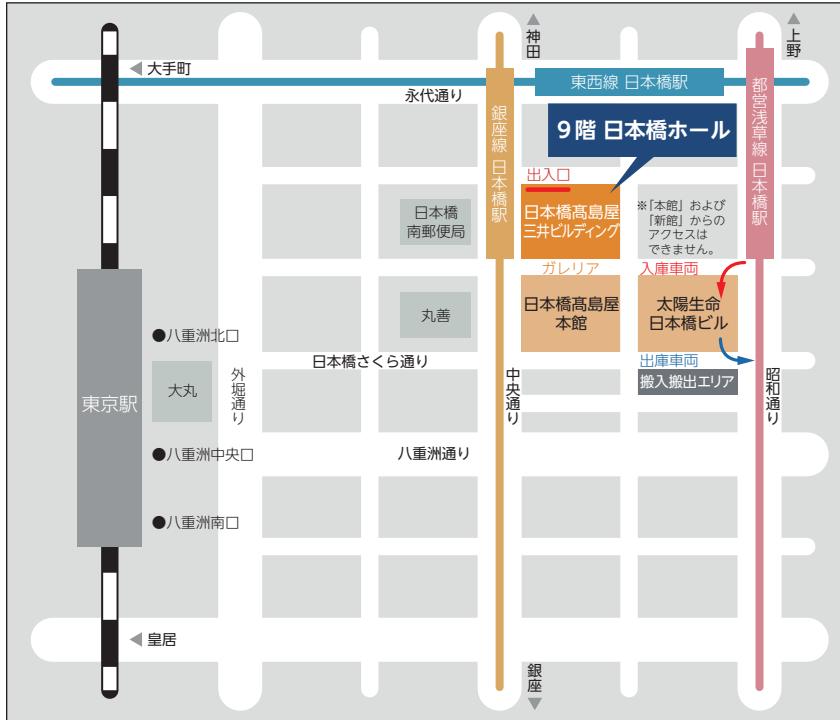
2024年7月26日

株式会社Enjin監査役会  
常勤監査役 多 鹿 晴 雄 ㊟  
社外監査役 工 藤 竜之進 ㊟  
社外監査役 吉 田 桂 公 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
日本橋高島屋三井ビルディング9階 日本橋ホール



## [交通] 電車のご利用案内

地下鉄東京メトロ銀座線・東西線「日本橋」駅 直結

地下鉄都営浅草線「日本橋」駅 徒歩1分

JR「東京」駅 徒歩5分

※日本橋高島屋三井ビルディング B1階および1階よりオフィスエレベーターをご利用の上、ご来場ください。

日本橋高島屋S.C.「本館」および「新館」からのアクセスはできませんので、ご注意ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。